

医療廃棄物を適正に処理するために

大 田 区

医療関係機関等の皆様へ



適正に処理して、生活環境を守りましょう

令和5年2月版

はじめに

事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければなりません。（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第3条）これは「排出事業者責任」と呼ばれるものです。排出事業者責任による処理は、自ら廃棄物を処理施設に持ち込むか、許可を持っている処理業者に委託する方法があります。

医療関係機関等においては、医療行為等に伴って排出する廃棄物が適正に処理されるよう、最終処分に到るまで注意する義務があります。この規定に違反し、注意義務を怠り、不法投棄などの不適正処理が起こったときには、法律違反で措置命令や刑事責任を問われる可能性があります。

国（環境省）は度重なる法改正の中で「排出事業者責任」を強化しています。従業員等が不法投棄を行った場合は、従業員だけでなく、当該従業員等の事業主である法人にも罰金刑が科せられる場合があります。

このパンフレットは、医療関係機関等から排出される廃棄物の取扱いについて、より理解を深めていただくために作成しました。

1章から6章は、環境省が作成している「廃棄物処理法に基づく感染性廃棄物処理マニュアル」等を基に、感染性廃棄物の判断、取扱い等を主に記載しています。

7章から9章は、大田区に医療廃棄物等の処理を依頼する場合の基準、ルール等を記載しています。

10章は、在宅医療廃棄物について記載していますので、患者及び家族に対する説明をお願いいたします。

医療関係機関等の皆様には、排出事業者の責務として、廃棄物の適正処理に向けた取組みをお願いいたします。

大田区 環境清掃部

目 次

1章	廃棄物の区分	2
2章	特別管理廃棄物の種類と具体例	4
3章	感染性廃棄物の管理体制	8
4章	感染性廃棄物の施設内処理	11
5章	委託処理(契約書)	12
6章	マニフェストの交付	14
7章	大田区に医療廃棄物等の処理を依頼する場合について	16
8章	大田区に廃棄物を排出する場合の流れ	19
9章	医療廃棄物排出状況申請書兼届出書様式等	20
10章	在宅医療廃棄物について	23
11章	大田区医療廃棄物取扱要綱	24
12章	各種、問合せ一覧	25

<略語>

- 法・・・廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年12月25日法律第137号）
 - 令・・・廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年9月23日政令第300号）
 - 規則・・・廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和46年9月23日厚生省令第35号）
- *法令等については令和5年1月1日現在のものです。

<引用文書>

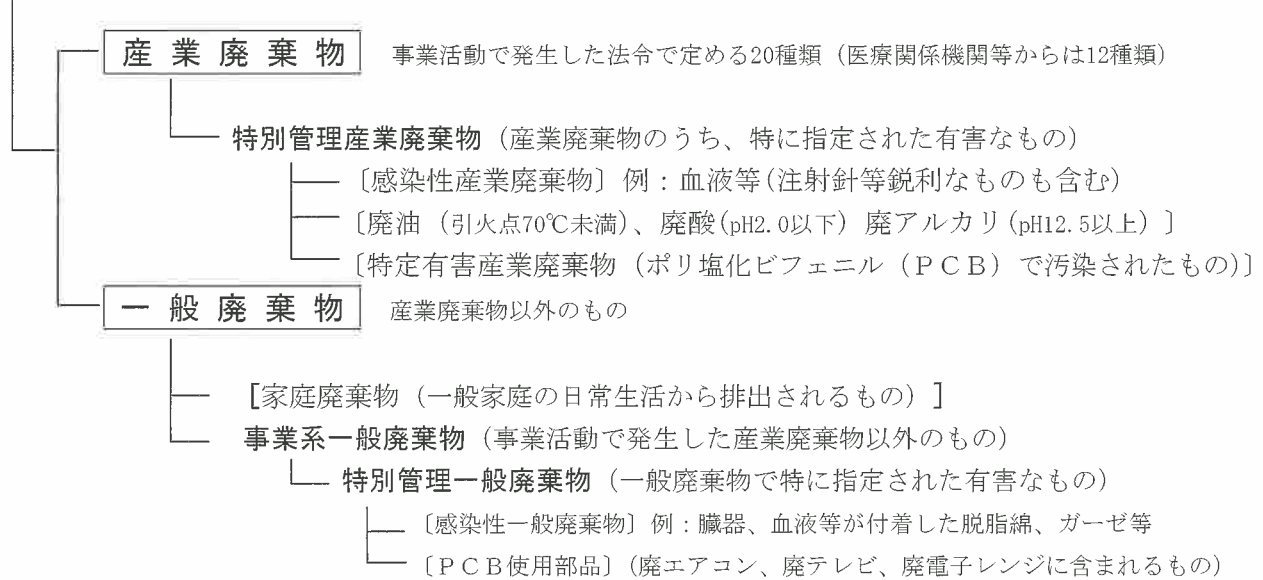
- 環マニュアル・・・「廃棄物処理法に基づく感染性廃棄物処理マニュアル」
（令和4年6月 環境省 環境再生・資源循環局）

1章 廃棄物の区分

法では、廃棄物は「産業廃棄物」と「一般廃棄物」の大きく二つに分類されます。

「産業廃棄物」と「一般廃棄物」のうち、特に指定された有害なものは「特別管理（産業・一般）廃棄物」に分類され、医療関係機関等から排出されるものとしては感染性廃棄物がこれに該当します。

廃棄物（法の対象である、不要になったもの）



●医療関係機関等から発生する主な廃棄物 （環マニュアルより）

廃棄物の区分	種類	具体例
産業廃棄物 (特別管理廃棄物を含む)	燃え殻	焼却灰
	汚泥	血液（凝固したものに限り）、検査室・実験室などの排水処理施設から発生する汚泥、その他の汚泥
	廃油	アルコール、キシロール、クロロホルム等の有機溶剤、灯油、ガソリン等の燃料油、入院患者の給食に使った食料油、冷凍機やポンプ等の潤滑油、その他の油
	廃酸	レントゲン定着液、ホルマリン、クロム硫酸、その他の酸性の廃液
	廃アルカリ	レントゲン現像廃液、血液検査廃液、廃血液（凝固していない状態のもの）、その他のアルカリ性の液
	廃プラスチック類	合成樹脂製の器具、レントゲンフィルム、ビニールチューブ、その他の合成樹脂製のもの
	ゴムくず	天然ゴムの器具類、ディスプレイの手袋等
	金属くず	金属製機械器具、注射針、金属製ベッド、その他の金属製のもの
	ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず	アンプル、ガラス製の器具、びん、その他のガラス製のもの、ギブス用石膏、陶磁器の器具、その他の陶磁器製のもの
	ばいじん	大気汚染防止法第2条第2項のばい煙発生施設及び汚泥、廃油等の産業廃棄物の焼却施設の集じん施設で回収したもの
一般廃棄物	紙くず類、厨芥、繊維くず（包帯、ガーゼ、脱脂綿、リネン類）、木くず、皮革類、実験動物の死体、これらの一般廃棄物を焼却した「燃え殻」等	

※水銀、体温計、注射針、レントゲン現像液、血液検査廃液、廃血液、感染性廃棄物の種類、具体例については、医師会等が自主回収を行っている場合、東京都医師会等にご相談ください。その他は、環マニュアルP25参照。

※この表は、感染性廃棄物の該否については、5ページのフロー図により判断してください。

医療廃棄物とは

「医療関係機関等の医療行為等に伴って排出される廃棄物」を「医療廃棄物」といいます。この用語は通称であって、法律上の用語ではありません。

医療廃棄物は、「感染性廃棄物」と「非感染性廃棄物」の二つに分類されます。

医療廃棄物 { 感染性廃棄物 … 特別管理（産業・一般）廃棄物に該当
非感染性廃棄物 … 産業廃棄物・事業系一般廃棄物に該当

※ 医療行為等以外により排出された廃棄物は「非医療廃棄物」といいます。（受付、事務室・待合室等から排出されたもの等）

※ 放射性廃棄物は、廃棄物であっても法の対象外ですが、「放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律」（昭和32年6月10日法律第167号）の規制を受けます。販売元と相談のうえ、処理してください。

感染性廃棄物とは

「医療関係機関等から生じ、人が感染し、若しくは感染するおそれのある病原体が含まれ、若しくは付着している廃棄物又はこれらのおそれのある廃棄物」を「感染性廃棄物」といいます。その種類によって、感染性産業廃棄物と感染性一般廃棄物に分類されます。（令別表第1の4、令別表第2）

感染性廃棄物は、特別管理産業廃棄物又は特別管理一般廃棄物としての扱いとなります。

なお、非感染性の廃棄物であっても、鋭利なものについては感染性廃棄物と同等の取扱いになっています。

特別管理廃棄物とは

特別管理廃棄物には、特別管理産業廃棄物と特別管理一般廃棄物があります。いずれも、爆発性、毒性、感染性、その他の人の健康又は生活環境に係る被害を生じるおそれのある性状を有するものとなります。

また、収集運搬や処分に関して、厳しい許可基準が定められています。（規則第10条の13（収集運搬）及び規則第10条の17（処分））

特別管理産業廃棄物

「産業廃棄物（計20種類）のうち、爆発性、毒性、感染性、その他の人の健康又は生活環境に係る被害を生じるおそれのある性状を有するものとして、令で定めるものをいう」と規定されています。（法第2条第5項 令第2条の4）

特別管理一般廃棄物

「一般廃棄物（産業廃棄物以外のもの）のうち、爆発性、毒性、感染性その他の人の健康又は生活環境に係る被害を生じるおそれがある性状を有するものとして、令で定めるものをいう」と規定されています。（法第2条第3項 令第1条）

なお、特別管理一般廃棄物についても、特別管理産業廃棄物許可業者が処理できることになっています。（法第14条の4第17項 規則第10条の20）

医療関係機関等とは

病院、診療所（保健所、血液センター等はここに分類）、衛生検査所、介護老人保健施設、介護医療院、助産所、動物の診療施設、大学及び試験研究機関（医学、歯学、薬学、獣医学に係るものに限る。）（以下、「試験研究機関等」という）のことです。

（令別表第1の4、規則第1条第7項）

2章 特別管理廃棄物の種類と具体例

●特別管理廃棄物のうち、感染性廃棄物の種類と具体例

廃棄物の種類	感染性一般廃棄物 [特別管理一般廃棄物]	感染性産業廃棄物 [特別管理産業廃棄物]
①血液等	/	血液、血清、血漿、 体液（精液を含む）、血液製剤
②手術等に伴って発生する 病理廃棄物	臓器、組織、皮膚等	/
③感染性廃棄物と同等の取扱い とする鋭利なもの	/	注射針、メス、試験管、 シャーレ、ガラスくず等
④病原体に関連した試験・検査等に 用いられたもの	実験、検査等に使用した培地、 実験動物の死体等	実験、検査等に使用した試験管、 シャーレ等
⑤その他血液等が付着したもの	血液等が付着した紙くず、 繊維くず（脱脂綿、ガーゼ）等	血液等が付着した実験・手術用の 手袋等
⑥汚染物質若しくはこれらが 付着した又はそれらのおそれ のあるもので①～⑤に該当し ないもの	汚染物が付着した紙くず、 繊維くず	汚染物が付着した廃プラスチック 類等

※ 外見上、血液と見分けがつかない輸血用血液製剤等は血液等に該当するものとしします。

※ ③の鋭利なものについては、未使用のもの、血液が付着していないものの他、消毒等により感染性を失わせたものであっても、感染性廃棄物と同等の取扱いとなります。

※ ⑤、⑥については、血液等その他の付着の程度や付着した廃棄物の形状、性状の違いにより、感染の危険には大きな差があると考えられますが、安全を期した方法での処理をお願いします。

※ 透析機具等については、血液の付着度、損傷性のおそれの有無等の状態に応じて、それぞれ ①、③、⑤又は非感染性廃棄物に分けてください。6 ページに具体的に記載しています。

●特別管理産業廃棄物のうち、感染性産業廃棄物以外の特別管理産業廃棄物の種類と具体例

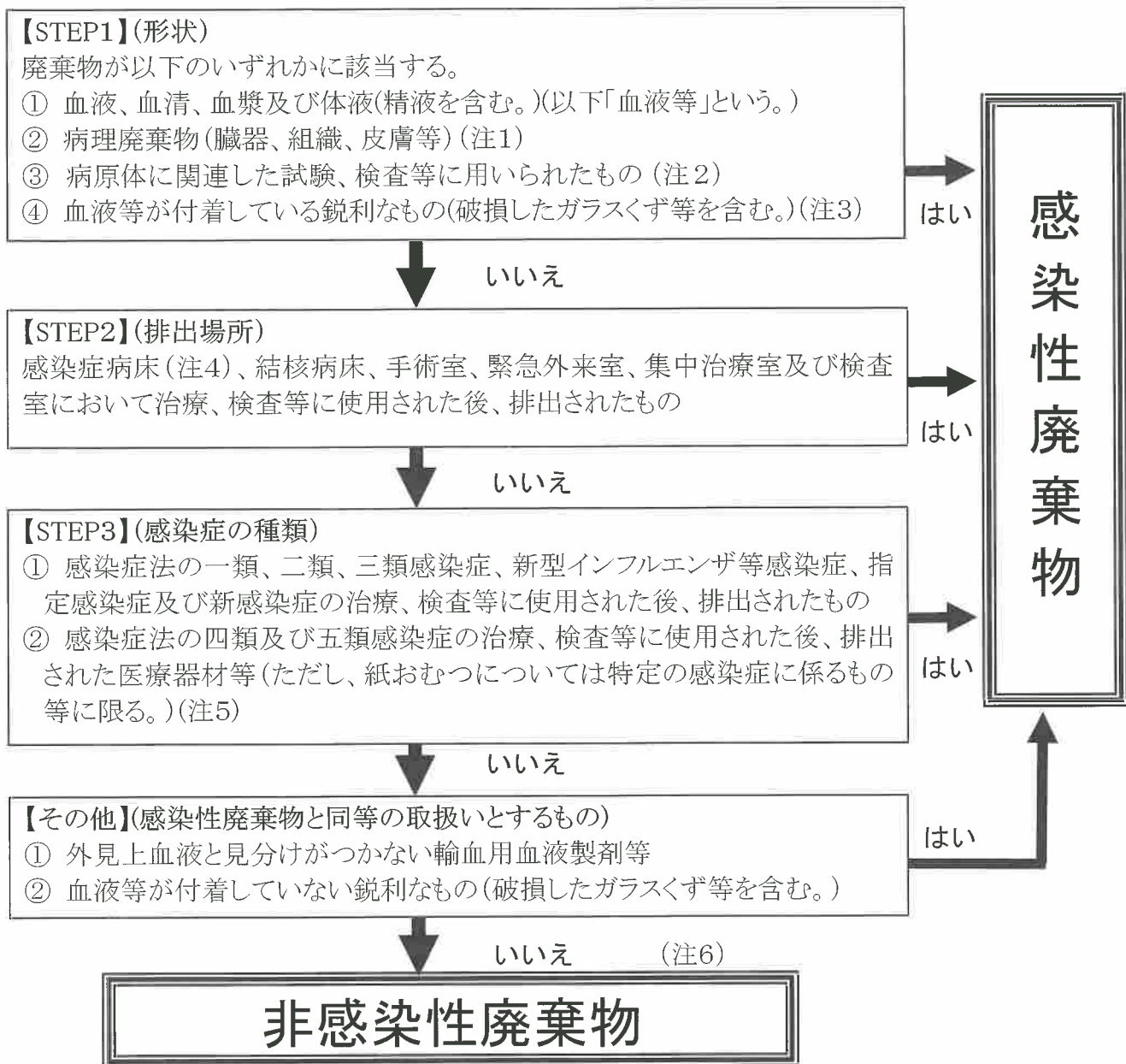
種 類	具 体 例
廃油	揮発油類・灯油類・軽油類
廃酸	水素イオン濃度指数(pH) 2.0以下の廃液
廃アルカリ	水素イオン濃度指数(pH) 12.5以上の廃液
特定有害産業廃棄物	廃PCB等、PCB汚染物、PCB処理物、指定下水汚泥、 <u>鉍さい</u> <u>廃石綿等</u> 、 <u>ばいじん又は燃え殻</u> 、 <u>廃油</u> 、 <u>汚泥</u> 、 <u>廃酸又は廃アルカリ</u> 廃水銀等

※ 下線の廃棄物は、排出元の施設限定あり。

(令第2条の4より)

※ 特定施設（規則別表第1に定めるもの）以外から生じた水銀及び水銀化合物は廃水銀等には該当しません。ただし廃水銀等に準じた処理が望まれます。

感染性廃棄物の判断フロー

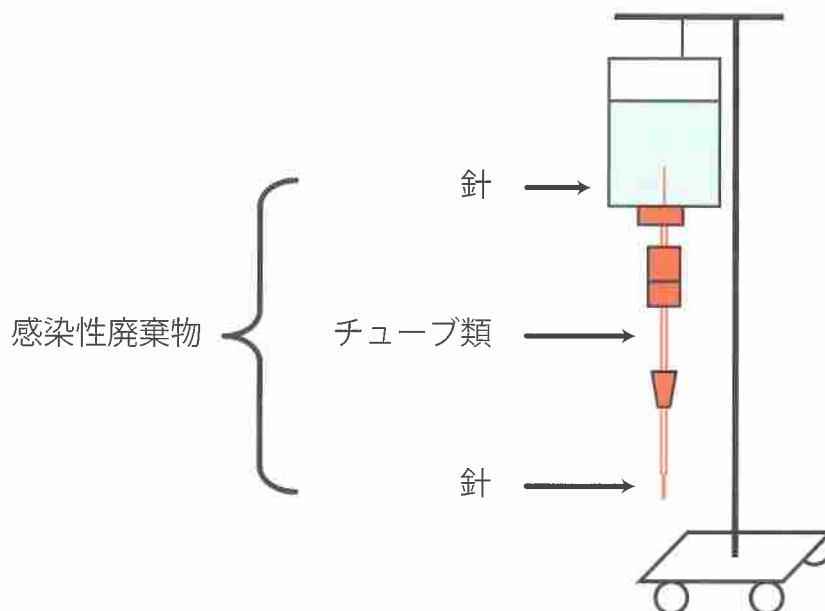


(注1) ホルマリン固定臓器等を含む。
 (注2) 病原体に関連した試験、検査等に使用した培地、実験動物の死体、試験管、シャーレ等
 (注3) 医療器材としての注射針、メス、破損したアンプル・バイアル等
 (注4) 感染症法により入院措置が講ぜられる一類、二類感染症、新型インフルエンザ等感染症、指定感染症及び新感染症の病床
 (注5) 医療器材(注射針、メス、ガラスくず等)、ディスプレイの医療器材(ピンセット、注射器、カテーテル類、透析等回路、輸液点滴セット、手袋、血液パック、リネン類等) 衛生材料(ガーゼ、マスク、脱脂綿等)、紙おむつ、標本(検体標本)等
 なお、インフルエンザ(鳥インフルエンザ及び新型インフルエンザ等感染症を除く。)、伝染性紅斑、レジオネラ症等の患者の紙おむつ(7ページ参照)は、血液等が付着していなければ感染性廃棄物ではない。
 (注6) このフローで判断できないものについては、医師等(医師、歯科医師及び獣医師)により、感染のおそれがあると判断される場合は、感染性廃棄物とする。

(環マニュアルを改変)

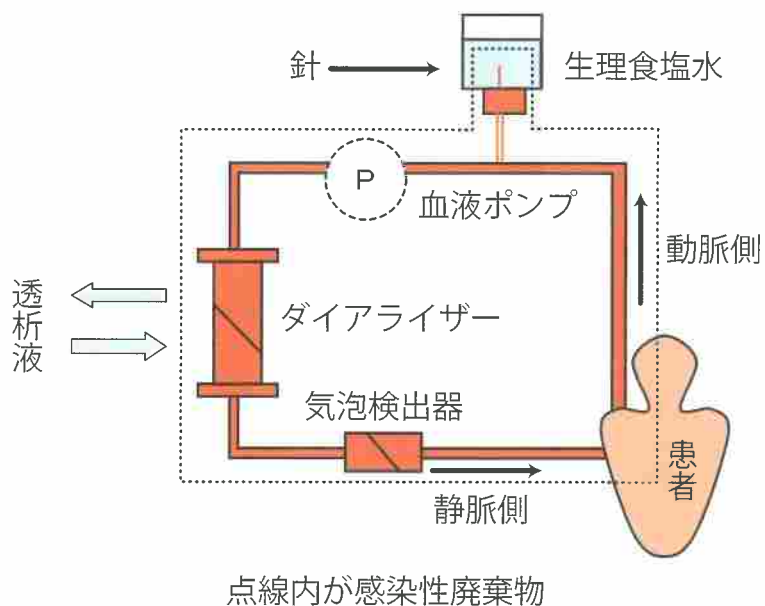
輸液点滴セットと透析等回路の分別

(1) 輸液点滴セットについて



エアー針を使用するタイプの場合、使用済みのエアー針は、感染性廃棄物と同等の取扱いとする。

(2) 透析等回路について



ダイアライザー、チューブ等血液が含まれる部分については感染性廃棄物に該当する。

(環マニュアルより)

感染症ごとの紙おむつの取扱い

(○：感染性廃棄物 ×：非感染性廃棄物)

感染症法の分類	感染症名	紙おむつの取扱い	備考
一類	エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱	○	
二類	急性灰白髄炎、結核、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群（病原体がベータコロナウイルス属 SARS コロナウイルスであるものに限る。）、中東呼吸器症候群（病原体がベータコロナウイルス属 MERS コロナウイルスであるものに限る。）、鳥インフルエンザ（病原体がインフルエンザウイルスA属インフルエンザAウイルスであってその血清亜型が H5N1、H7N9であるものに限る。「特定鳥インフルエンザ」という。）	○	
三類	コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス、パラチフス	○	
四類	E型肝炎、A型肝炎、炭疽、鳥インフルエンザ（特定鳥インフルエンザを除く。）、ボツリヌス症、オムスク出血熱、サル痘、重症熱性血小板減少症候群（病原体がフレボウイルス属 SFTSウイルスであるものに限る。）、ニパウイルス感染症、鼻疽、ヘンドラウイルス感染症、類鼻疽、レプトスピラ症	○	
	黄熱、Q熱、狂犬病、マラリア、野兔病、ウエストナイル熱、エキノコックス症、オウム病、回帰熱、キャサナル森林病、コクシジオオデス症、ジカウイルス感染症、腎症候性出血熱、西部ウマ脳炎、ダニ媒介脳炎、チクングニア熱、つつが虫病、デング熱、東部ウマ脳炎、日本紅斑熱、日本脳炎、ハンタウイルス肺症候群、Bウイルス病、ブルセラ症、ベネズエラウマ脳炎、発しんチフス、ライム病、リッサウイルス感染症、リフトバレー熱、レジオネラ症、ロッキー山紅斑熱	×	ただし、血液等が付着したものは、感染性廃棄物に該当する。
五類	クリプトスポリジウム症、麻しん、メチシリン耐性黄色ブドウ球菌感染症、アmeerバ赤痢、RSウイルス感染症、咽頭結膜熱、A群溶血性レンサ球菌咽頭炎、カルバペネム耐性腸内細菌科細菌感染症、感染性胃腸炎、急性出血性結膜炎、急性脳炎（ウエストナイル脳炎、西部ウマ脳炎、ダニ媒介脳炎、東部ウマ脳炎、日本脳炎、ベネズエラウマ脳炎及びリフトバレー熱を除く。）、劇症型溶血性レンサ球菌感染症、細菌性髄膜炎（侵襲性インフルエンザ菌感染症、侵襲性髄膜炎菌感染症、侵襲性肺炎球菌感染症に該当するものを除く。）、ジアルジア症、水痘、先天性風しん症候群、手足口病、突発性発しん、破傷風、バンコマイシン耐性黄色ブドウ球菌感染症、バンコマイシン耐性腸球菌感染症、百日咳、風しん、ペニシリン耐性肺炎球菌感染症、ヘルパンギーナ、無菌性髄膜炎、薬剤耐性アシネトバクター感染症、薬剤耐性緑膿菌感染症、流行性角結膜炎	○	
	インフルエンザ（鳥インフルエンザ及び新型インフルエンザ等感染症を除く。）、ウイルス性肝炎（E型肝炎及びA型肝炎を除く。）、後天性免疫不全症候群、性器クラミジア感染症、梅毒、急性弛緩性麻痺（急性灰白髄炎を除く。）、クラミジア肺炎（オウム病を除く。）、クロイツフェルト・ヤコブ病、侵襲性インフルエンザ菌感染症、侵襲性髄膜炎菌感染症、侵襲性肺炎球菌感染症、性器ヘルペスウイルス感染症、尖圭コンジローマ、伝染性紅斑、播種性クリプトコックス症、マイコプラズマ肺炎、流行性耳下腺炎、淋菌感染症	×	ただし、血液等が付着したものは、感染性廃棄物に該当する。
新型インフルエンザ等感染症	新型インフルエンザ、再興型インフルエンザ	○	
指定感染症	新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和二年一月に中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）であるものに限る。）	○	
新感染症		○	

○、×に従って感染性廃棄物と非感染性廃棄物とを分別して排出しない場合には、全て感染性廃棄物として取扱うこと。

※この分類表は、令和4年12月現在のものです。分類は変更になる場合があります。

3章 感染性廃棄物の管理体制

事務編

(1) 特別管理産業廃棄物管理責任者の設置（法第12条の2第8項）

医療関係機関等の管理者は、施設内における感染事故を防止し、感染性廃棄物を適正に処理するために、特別管理産業廃棄物管理責任者を設置してください。

特別管理産業廃棄物管理責任者には、次の資格が必要です。

- ① 医師、歯科医師、薬剤師、獣医師、保健師、助産師、看護師、臨床検査技師、衛生検査技師又は歯科衛生士（ただし、感染性廃棄物のみを排出する場合）
- ② 特別管理産業廃棄物管理責任者に関する講習会の受講を修了した者 ※1
- ③ 法に定める資格（規則第8条の17）を持った人 ※2

注) 感染性廃棄物以外の特別管理産業廃棄物（強酸、強アルカリなど）を排出する場合、②又は③の資格が必要です。

※1 特別管理産業廃棄物管理責任者に関する講習会

問い合わせ先: (公財) 日本産業廃棄物処理振興センター (JWセンター) 教育研修部

電話 (5275) 7115

※2 環境衛生指導員歴2年以上など

(2) 特別管理産業廃棄物管理責任者の設置及び変更の報告

特別管理産業廃棄物管理責任者を設置した場合には、30日以内に都知事に報告してください。変更がある場合も都知事への報告が必要です。（東京都における特別管理産業廃棄物管理責任者設置に係る要綱）

まだ設置の報告をされていない医療関係機関等は、東京都環境局資源循環推進部産業廃棄物対策課までお問い合わせください。届出様式は、東京都環境局のホームページから入手できます。

<提出及び問合せ先>

東京都環境局資源循環推進部産業廃棄物対策課規制監視担当 電話 (5388) 3589

(3) 多量排出事業者の処理計画の作成（法第12条の2第10項、同第11項）

前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上又は前年度の特別管理産業廃棄物の発生量が50トン以上である医療関係機関等（「多量排出事業者」）は、廃棄物の減量などその処理に関する計画を策定して、都知事に報告するとともに、その翌年度にはその計画の実施状況について報告してください。

<提出及び問合せ先>

東京都環境局資源循環推進部計画課計画担当

電話 (5388) 3577

(4) 管理規程の作成

医療関係機関等の管理者は、施設内での医療廃棄物の取扱いについて、必要に応じて管理規程を作成してください。

管理規程には、感染性廃棄物の具体的な取扱い方法、廃棄物の種類に応じた取扱い上の注意事項等を定め、施設内の関係者及び処理業者に周知徹底するようにしてください。

(5) 帳簿の記載と保存（法第12条の2第14項）

医療関係機関等は、感染性廃棄物の処理が適正に行われているかどうかを常に把握し、その処理について帳簿の記載と保存（5年間）が義務付けられています。

保 管 編

(1) 分別

感染性廃棄物は、施設内では次のように分別してください。

- ① 液状又は泥状のもの
- ② 固形状のもの
- ③ 鋭利なもの

※ 必ず発生した場所、発生した時点で分けてください。

施設内から発生する廃棄物は、①感染性廃棄物、②非感染性廃棄物、③上記以外の廃棄物（紙くず、厨芥等）に分別してください。また、処理方法により細かい分別が必要となります。

(2) 梱包（令第6条の5第1項第1号、規則第1条の11の2）

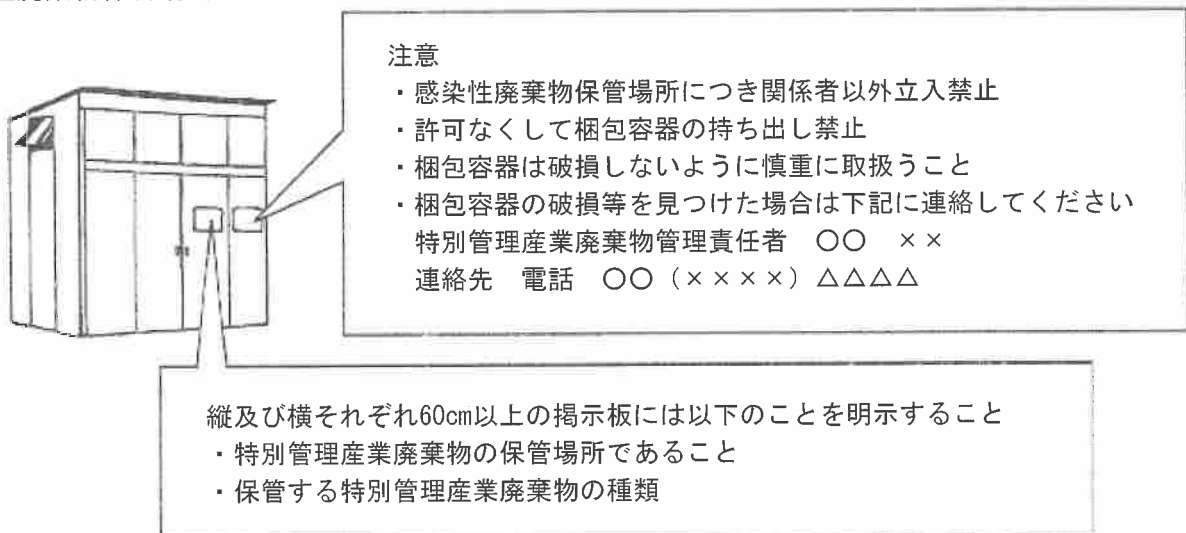
感染性廃棄物は、性状に応じて適切な（密閉できる、収納しやすい、損傷しにくい）、かつ施設内移動時に内容物が飛散・流出するおそれのない容器を使用してください。一括梱包する場合には、性状に応じた材質等を併せ持つものでなければなりません。分別後は密封してください。

- ① 液状又は泥状のもの・・・密閉容器
- ② 固形状のもの・・・丈夫なプラスチック袋を二重にして使用又は堅牢な容器
- ③ 鋭利なもの・・・耐貫通性のある丈夫な容器

(3) 保管（法第12条の2第2項、規則第8条の13）

- ・ 施設の周囲に囲いをする。
- ・ 保管施設には、関係者の見やすい箇所に、感染性廃棄物の保管場所であることがわかるように、取扱注意の表示をする。
- ・ 感染性廃棄物の保管は、他の廃棄物とは別の保管施設で行う。専用の保管施設が設置できない場合には、関係者以外が立ち入れないように配慮する。
※診察室など、患者の方と接触する場所で保管はしないようにする。
- ・ 感染性廃棄物の保管は、できる限り短期間にする。
- ・ やむを得ず長期間保管する場合は、容器に入れ密閉し、冷蔵庫に入れるなど腐敗しないようにする。

(感染性廃棄物保管場所の図)



(4) 表示(令第6条の5第1項第1号、令第4条の2第1項第1号、規則第1条の10)

関係者が感染性廃棄物であることを識別できるよう、梱包容器にはバイオハザードマークあるいは感染性廃棄物である旨の表示を付けてください。

なお、バイオハザードマークは、医療機器、理化学機器取扱店やインターネットで購入できる場合があります。

※ パソコン等で下記と同一のマークを作成した物も使用できます。

① 液状又は泥状のもの
(血液等)



赤 色

② 固形状のもの
(血液等が付着したガーゼ等)



橙 色

③ 鋭利なもの
(注射針等)



黄 色

※このような色のバイオハザードマークを用いない場合には、「液状又は泥状」「固形状」「鋭利なもの」のように、取り扱う際に注意すべき事項を表示すること。

【参考】新型コロナウイルス感染症に係る廃棄物対策に関する資料（環境省ホームページより）

新型コロナウイルス感染症に係る廃棄物対策について取りまとめた資料

https://www.env.go.jp/recycle/waste/sp_contr/infection/coronakoho.html

⇒「廃棄物に関する新型コロナウイルス感染症ガイドライン」を参照できます。

新型コロナウイルス感染症に係る廃棄物の処理及び感染拡大への対応に関する通知等

https://www.env.go.jp/recycle/waste/sp_contr/infection/coronatsuchi.html

廃棄物処理における新型コロナウイルス感染症対策に関するQ&A（医療関係機関等向け）

https://www.env.go.jp/recycle/waste/sp_contr/infection/coronaqa/qa2.html

※ホームページアドレスは令和4年12月現在のものです。

4章 感染性廃棄物の施設内処理

医療関係機関等から発生した感染性廃棄物を施設内処理する場合、次の5つの方法により、感染性を失わせる処理を行ってください。感染性を失わせた処理後物は、非感染性廃棄物として取扱うことができます。ただし、鋭利なものは除きます。

- (1) 焼却設備を用いて焼却する方法
- (2) 溶融設備を用いて溶融する方法
- (3) 高圧蒸気滅菌（オートクレーブ）装置を用いて滅菌する方法
（さらに破砕する等滅菌したことを明らかにすること。）
- (4) 乾熱滅菌装置を用いて滅菌する方法
（さらに破砕する等滅菌したことを明らかにすること。）
- (5) 肝炎ウイルスに有効な薬剤又は加熱によって消毒する方法
（さらに破砕する等滅菌したことを明らかにすること。）

ただし、感染症法、家畜伝染病予防法に規定する疾患に係る感染性廃棄物にあっては、当該法律に基づく消毒をしてください。

（「特別管理一般廃棄物及び特別管理産業廃棄物の処分又は再生の方法として環境大臣が定める方法（平成4年厚生省告示第194号）」）

施設内処理の注意点

- ・焼却又は溶融設備を用いる場合、都知事の設置許可が必要な場合があります。必ず事前に東京都環境局資源循環推進部産業廃棄物対策課審査担当にお問い合わせください。（電話（5388）3587）
- ・焼却又は溶融設備を用いる場合には、「都民の健康と安全を確保する環境に関する条例」第126条における小規模の廃棄物焼却炉の規制に該当する場合があります。
- ・停電などの事故時に廃棄物が飛散流出して院内感染が発生しないように、医療関係機関等の管理者の方は、緊急時対応のマニュアルを作成するなど、万が一の事故に備えてください。

5章 委託処理（契約書）

医療関係機関等が廃棄物の処理を自ら行わない場合は、適法な許可を有する処理業者に処理を委託しなければなりません。（法第12条第6項、法第12条の2第6項、令第6条の2、令第6条の6）

廃棄物の処理業者は、大きく分けて、排出される廃棄物を収集・運搬する「収集運搬業者」と、それを焼却などの中間処理をする「処分業者」の2種類があります。

処理を委託する場合は、次のことに気をつけてください。

（1）許可業者を選ぶ

○収集運搬業者選択のポイント

- ・収集運搬する廃棄物の品目について、許可を取得しているか？
- ・廃棄物を排出する自治体と、持込先の自治体の両方で許可を取得しているか？

○処分業者選択のポイント

- ・処分する廃棄物の品目について許可を取得しているか？
- ・中間処理後の廃棄物の行き先を明確にしているか？

① 感染性廃棄物

感染性産業廃棄物と感染性一般廃棄物に分かれますが、いずれの廃棄物についても感染性産業廃棄物の許可業者が処理できることになっています。（法第14条の4第17項、規則第10条の20）。

従って、特別管理産業廃棄物で感染性産業廃棄物の許可を取得している業者と契約してください。

② 非感染性廃棄物（廃プラスチック類、ガラスくず、金属くずなどの産業廃棄物）

産業廃棄物の該当する品目の許可を取得している業者と契約してください。

③ ①、②以外の廃棄物（紙くず、布、厨芥などの一般廃棄物）

一般廃棄物の「普通ごみ」の許可を取得している業者と契約してください。

※ 一般廃棄物については、一定の要件のもと、大田区に処理を依頼することができます。詳細につきましては、16ページ「7章 大田区に医療廃棄物の処理を依頼する場合について」をご覧ください。

（2）産業廃棄物処理業者の検索方法

○ホームページで検索する。

- ・東京都環境局のホームページ（東京都産業廃棄物処理業者検索システム）で検索する。
（「東京都産業廃棄物処理業者検索」で検索してください。）

- ・（公財）産業廃棄物処理事業振興財団のホームページ「産廃情報ネット」で全国の許可業者を検索する。

○業界団体に問い合わせる。

一例として、（一社）東京都産業資源循環協会では、協会会員である処理業者の紹介を行っています。
電話（5283）5455

(3) 契約を締結する

○契約における重要ポイント

- (1) 廃棄物の処理委託契約は、必ず書面で行う(令第6条の2第4号、令第6条の6第2号)
- (2) 必ず二者契約をする(法第12条第5項)
 - ・ 収集運搬業者と処分業者のそれぞれ別々に契約する。(ただし、収集運搬業者と処分業者が同一の場合は、一つの契約でかまいません。)
- (3) 契約書に許可証の写しを添付する(規則第8条の4)
 - ・ 許可証の写しにおいて、以下のことを特に確認してください。
 - ① 許可の有効期限
期限が切れていると、無許可業者に委託したことになる場合があります。
 - ② 許可の区分・条件
感染性廃棄物の許可のない処理業者は感染性廃棄物を扱えません。
 - ③ 許可の自治体名
収集運搬業者の場合、排出元と運搬先の都道府県政令市の両方で許可が必要です。両方の許可証の写しを添付してください。
- (4) 契約書に必要事項を記載する(令第6条の2第4号)
- (5) 契約書は5年間保存する(令第6条の2第5号、規則第8条の4の3)
 - ・ 許可証の写しなどの添付書類を含めて、必ず契約終了後5年間保存してください。

※ なお、感染性廃棄物と通常の産業廃棄物の契約は、混乱を防ぐために、別々に行うようにしてください。

産業廃棄物の契約書の内容については、東京都環境局資源循環推進部産業廃棄物対策課のホームページで「産業廃棄物処理委託モデル契約書」を作成、配布しておりますのでご参照ください。
(「産業廃棄物処理委託モデル契約書」で検索してください。)

6章 マニフェストの交付

1 産業廃棄物管理票（産廃マニフェスト）

事業者が産業廃棄物の流れを把握・管理するための複写式伝票で、排出量の多少に関わらず、必ず使用します。産業廃棄物処理業者に委託した産業廃棄物が最終処分に至るまで適正に処理されたことを、管理票の返送を受けて確認し、適正な委託処理を確保する制度です。

(1) マニフェスト交付における重要ポイント

- ① 産業廃棄物の処理を処理業者に委託して行う場合、産業廃棄物を引き渡す際に、医療関係機関等（排出事業者）自らマニフェストを交付してください。（法第12条の3第1項）
- ② 必ず内容を確認の上、交付してください。マニフェストの記載内容に不備がある場合、マニフェスト交付義務違反及び注意義務違反になる場合があります。
- ③ 処理業者から返送されるマニフェストにより、産業廃棄物が最終処分終了まで適正に処理されたことを確認してください。（法第12条の3第6項）
- ④ 交付したマニフェスト及び返送されたマニフェストは、5年間保存してください。
（規則第8条の26）
- ⑤ マニフェストが定められた期間内に戻ってこない場合や、定められた事項の記載がない場合、虚偽の記載がある場合は、処理業者に確認の上、東京都に報告してください。
感染性廃棄物は、特別管理産業廃棄物に該当しますので、60日以内に運搬又は処分終了の報告がない場合、それから30日以内に都知事に報告しなければなりません。
（法第12条の3第8項、規則第8条の28）

○マニフェストの購入先

（一社）東京都産業資源循環協会 電話（5283）5455

定められた期間

票	主旨	ルート	処理業者の送付期限	排出事業者が送付を受けるまでの期限
A	控え	排出事業者保管		
B1	運搬終了	運搬業者保管		
B2	運搬終了	運搬業者→排出事業者	運搬が終了した日から10日	交付の日から90日 特管の場合は60日
C1	処分終了	処分業者保管		
C2	処分終了	処分業者→運搬業者		
D	処分終了	処分業者→排出事業者	処分を終了した日から10日	交付の日から90日 特管の場合は60日
E	最終処分終了	処分業者→排出事業者	2次マニフェスト(※)のE票の送付を受けた日から10日	交付の日から180日

※ 特管：特別管理産業廃棄物

※ 2次マニフェスト：中間処理業者が最終処分業者に処理を委託する際交付するマニフェストのこと。

※ 医療関係機関等は、排出事業者にあたるため、上記表中A票、B2票、D票、E票の帳票を保管することになります。

(2) 産業廃棄物管理票交付等状況報告書の提出（法第12条の3第7項、規則第8条の27）

産業廃棄物を排出した事業者は、前年度一年間に交付した manifests の交付等状況について、毎年6月30日までに東京都に提出することになっています。

東京都環境局資源循環推進部産業廃棄物対策課のホームページで、法定様式に準ずる東京都様式、産業廃棄物管理票交付等状況報告書作成マニュアルなどを入手できますので、参考にしてください。

（「産業廃棄物管理票交付等状況報告書」で検索してください。）

(3) 電子 manifests の利用促進

電子 manifests とは、(公財) 日本産業廃棄物処理振興センターが運営する情報処理センターに、パソコンや携帯電話から manifests 情報を登録し、情報のやり取りをするものです。

処理の終了報告が電子メールなどで排出事業者へ通知され、データ管理は情報処理センターで行われることから、manifests の保存も必要ありません。

利用する場合は、排出事業者、収集運搬業者、処分業者の三者が事前に加入手続きを行う必要があります。

○電子 manifests について

(公財) 日本産業廃棄物処理振興センター情報処理センター (JWNET)

○電子 manifests に対応している処理業者の検索は、ホームページ「JWNET 加入者情報検索」から行ってください。（「JWNET」で検索してください。）

2 一般廃棄物管理票（一廃 manifests）

産業廃棄物管理票（産廃 manifests）と同様に、事業系一般廃棄物の流れを把握・管理する制度です。区長の指定する清掃工場や、東京都の管理する中央防波堤埋立処分場に持ち込む場合に必要となります。

manifests 制度の対象となる事業所（大田区廃棄物の減量及び適正処理に関する規則第24条）

- ① 1日平均100kg以上の事業系一般廃棄物を排出する者
- ② 事業系一般廃棄物のうち、汚泥を排出する者
- ③ 事業系一般廃棄物を臨時に排出する者

上記①に該当する場合、所在地を管轄する清掃事務所で「manifests 適用対象事業者届」を提出する必要があります。詳しくは大田区環境清掃部清掃事業課又は所在地を管轄する清掃事務所にお問い合わせください。

7章 大田区に医療廃棄物等の処理を依頼する場合について

医療関係機関等が事業活動に伴って生じた「一般廃棄物」及び「一般廃棄物と併せて処理できる産業廃棄物」の収集・運搬・処分を大田区に依頼する場合は、事前に所在地を管轄する清掃事務所（宛先大田区長）に申請し、承認を得るとともに以下の基準を遵守してください。

「一般廃棄物と併せて処理できる産業廃棄物」とは

医療関係機関等が、自己処理すべき産業廃棄物のうち、①ガラスくず及び陶磁器くず ②金属くず（廃油等の付着しているものは除く。） ③廃プラスチック類 ④ゴムくず については、一定の基準を定め、一般廃棄物と併せて処理することができる産業廃棄物（あわせ産廃）として処理しています。

なお、全国的には法第11条第2項の規定により市町村が処理する産業廃棄物をいいます。

区が収集する場合は、区のごみの出し方に従ってください。（①②は不燃ごみ、③④は可燃ごみとなります。詳しくは、区のホームページをご覧ください。）

（1）対象医療関係機関等（大田区内）

- ① 従業員数が、20人以下の医療関係機関等
さらに
 - ② 1排出日あたりの排出量の合計が50キログラム未満の医療関係機関等
- ※ 衛生検査所、試験研究機関等は対象になりません。

（2）区が収集・運搬・処分することができる廃棄物

- ① 医療関係機関内で滅菌・破砕等、法定処理した感染性廃棄物
（P11「4章 感染性廃棄物の施設内処理」参照）
- ② 非感染性廃棄物（感染性廃棄物と同等の取扱いとなる鋭利なものは除く。）
- ③ 非医療廃棄物（待合室や事務室から出る紙くず等、薬の外箱や梱包材、雑誌や紙類。）

※ 紙おむつは、汚物を取除き、臭気が外に漏れないように袋の口を密閉して排出してください。

区では収集・運搬・処分できない廃棄物

- ア 感染性を失わせる処理をしていない感染性廃棄物
- イ 感染性廃棄物と同等の取扱いとなる鋭利なもの（医療器材としての注射針、医療関係機関等から排出される針治療用の針、メス、破損したガラス製品等。）
- ウ 液状、泥状の廃棄物（血液、レントゲン廃液、油類、薬品類等）
- エ 臓器、組織等
- オ その他適正に処理することが困難なもの

※ 滅菌等の処理をしないで感染性廃棄物を区に排出された場合は、法律違反となります。

(3) 区に収集・運搬・処分を申請する場合の手続き等

事前に所在地を管轄する清掃事務所（宛先大田区長）に、「医療廃棄物排出状況申請書兼届出書」及び「医療廃棄物排出集積所周辺図」を申請し、承認を得る必要があります。承認期間は2年間です。2年毎に申請を行ってください。継続する場合は、令和5年3月末までに申請してください。なお、年度途中の申請は承認期間が短縮されます。

(4) 医療廃棄物の排出方法

承認を得た内容に基づき、区の収集日の朝8時までに、集積所に出します。

その際、①「識別シール」と、②「事業系有料ごみ処理券」（袋での排出は袋の容量、容器での排出は廃棄物の容量に見合う事業系有料ごみ処理券）を貼ってください。

① 識別シール（2種類）

- ア 感染性廃棄物を環境大臣が定める方法により非感染性廃棄物に処理したもの。
- イ 最初から非感染性の廃棄物

滅菌処理済
医療機関名
管理責任者
排出月日

緑色

非感染性廃棄物
医療機関名
管理責任者
排出月日

青色

識別シール販売店：社会福祉法人 東京コロニー東京都大田福祉工場 電話（3762）7611

※ 地区医師会等で取り扱いしている場合があります。

※ 緑、青色の紙に、上記と同一の項目が記載してあれば、パソコン等で作成したものでも使用できます。

② 事業系有料ごみ処理券料金表

大田区の収集に出すときは、「大田区事業系有料ごみ処理券」も貼ってください。他区のごみ処理券は使えません。区内の大田区ごみ処理券取扱所・コンビニエンスストア等で購入してください。

金額等 \ 容量	10ℓ	20ℓ	45ℓ	70ℓ
販売単位 (1セット)	760円 (10枚組)	1,520円 (10枚組)	3,420円 (10枚組)	2,660円 (5枚組)

※令和5年10月より、料金が改訂となる予定です。

(5) 滅菌等の処理確認

医療関係機関等には法令に基づき、滅菌処理器材もしくは滅菌済の廃棄物を、立入等により調査させていただく場合もありますのでご了承ください。

(6) 法令等の遵守違反

申請・承認を受けた内容に違反する行為を行った場合、収集運搬できませんのでご注意ください。

(7) 廃棄物処理業者に処理を委託する場合

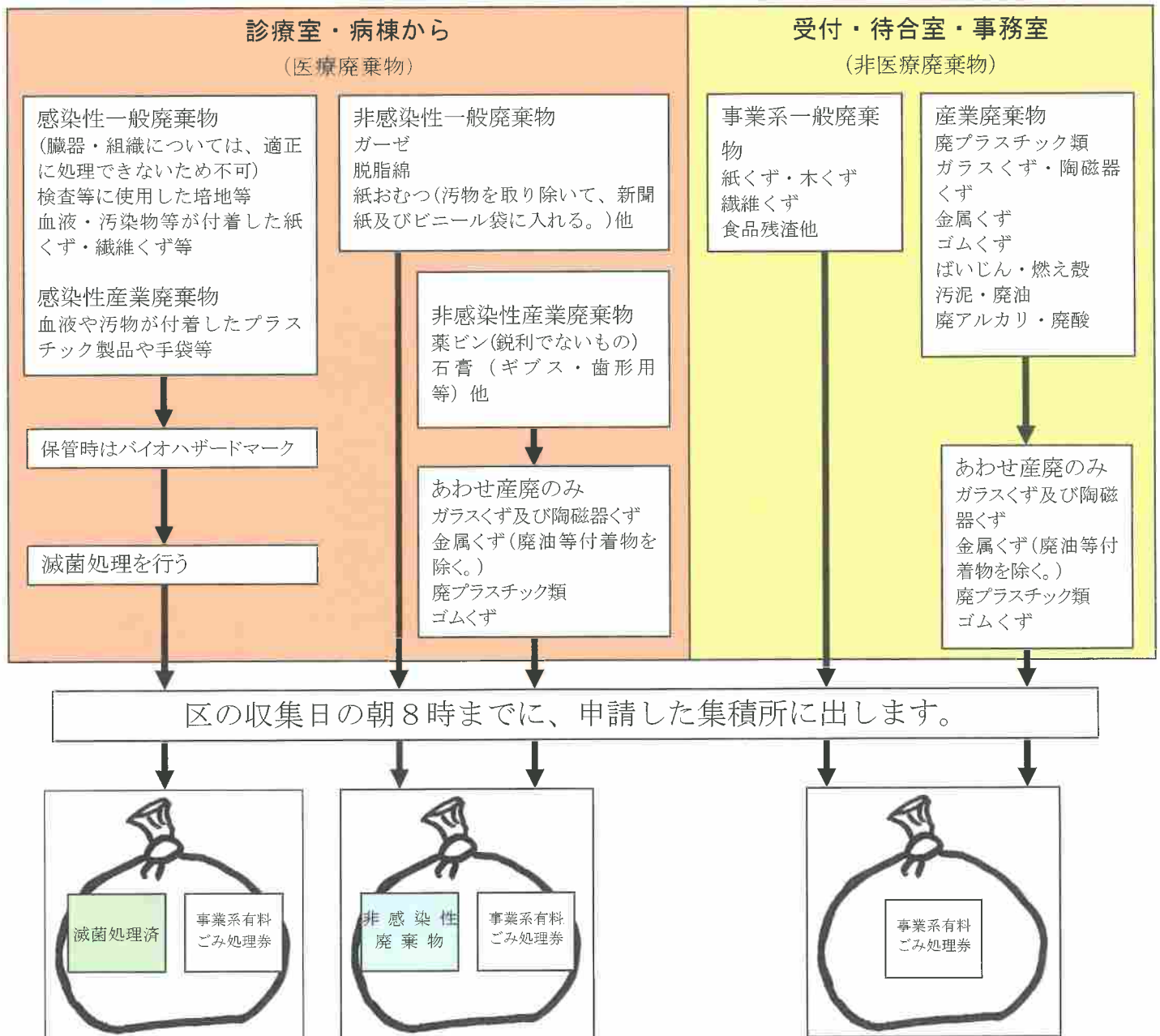
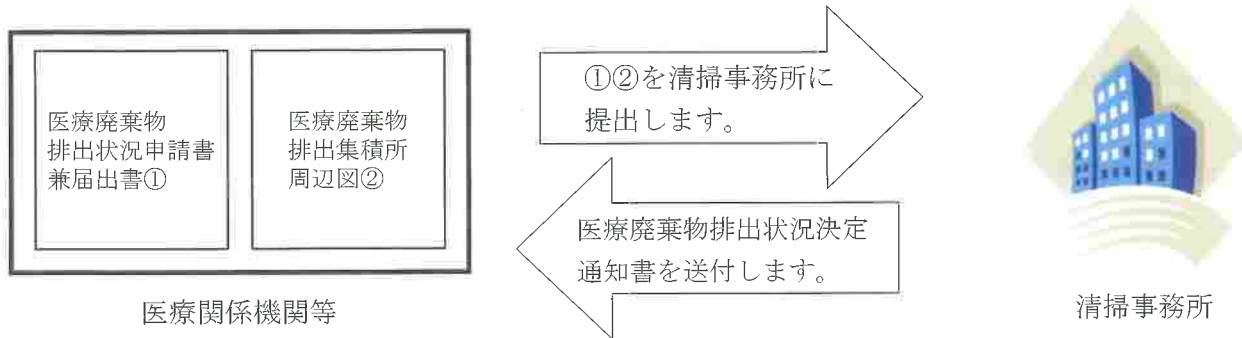
医療廃棄物の処理（収集運搬・処分）を許可業者に委託する場合は、別紙「医療廃棄物排出状況申請書兼届出書」の届出欄を記入し、所在地を管轄する清掃事務所（宛先大田区長）に提出してください。

(8) 廃棄物の処理を専門の処理業者に委託しなければならない医療関係機関等

- ① 感染性廃棄物について、環境大臣が定める方法により非感染性廃棄物として取扱えるように適正処理することができない医療関係機関等
- ② 廃棄物の処理を、区に処理申請できる医療関係機関等以外の医療関係機関等（衛生検査所、試験研究機関等）
- ③ 感染性廃棄物と同等の取扱いとするもの（注射針等の鋭利なもの）を排出する医療関係機関等

8章 大田区に廃棄物を排出する場合の流れ

まず、「医療廃棄物排出状況申請書兼届出書」及び「医療廃棄物排出集積所周辺図」を、管轄の清掃事務所に提出してください。管轄の清掃事務所で審査した後、医療廃棄物排出状況決定通知書を送付します。（区が収集できるのは、従業員数20人以下、排出量50kg未満。衛生検査所・試験研究機関等は除きます。）



※ 感染性を失わせる処理をしていない感染性廃棄物、感染性廃棄物と同等の取扱いとなる鋭利なもの（注射針、破損したガラス等）などについては、区では収集できません。

※ 区の収集に有料で排出する場合の分別方法は、家庭ごみの分別と同じになります。

9章 医療廃棄物排出状況申請書兼届出書様式等

医療廃棄物排出状況申請書兼届出書 3枚複写中1枚目

第1号様式（第4条関係）

医療廃棄物排出状況申請書兼届出書

年 月 日

(宛先) 大田区長

申請者	医療関係機関等の名称	
	代表者	
	所在地	
	電話	
	医師会・歯科医師会・獣医師会加入状況	加入・未加入

廃棄物の処理について、下記のとおり 申請・届出 します。
記

医療関係機関等	特別管理産業廃棄物管理責任者	(職名) (歯科・獣) 医師・保健師・助産師・看護師・その他() (氏名)				
	業 態	①病院 ②診療所(一般・歯科) ③介護老人保健施設 ④介護医療院 ⑤助産所 ⑥飼育動物診療施設 ⑦衛生検査所 ⑧大学及び附属試験研究機関				
申請欄	従業員数	名				
	区に収集を依頼する廃棄物の種類及び日量	種 類	滅菌処理済廃棄物	非感染性廃棄物	非医療廃棄物	計
		可燃ごみ	Kg/日	Kg/日	Kg/日	Kg/日
		不燃ごみ	Kg/日	Kg/日	Kg/日	Kg/日
	感染性廃棄物を滅菌等処理する方法	①焼却 ②溶融 ③オートクレーブ ④乾熱滅菌 ⑤煮沸 ⑥その他感染性病原体に有効な方法() ※③～⑥の場合、さらに破砕する等により滅菌したことを明らかにします。				
	鋭利なものを破砕等する設備	①有 破砕・溶融・その他() (設備名称) ②無				
	排出場所	①近隣の集積所(集積所周辺図を添付) ②建物内の保管場所 ③その他()				
遵守事項	※ 大田区の処理計画に従って廃棄物を排出します。 ※ 滅菌処理済廃棄物及び非感染性廃棄物と、非医療廃棄物は区分して排出し、業者に収集を委託する廃棄物を区の収集には排出しません。 ※ 医療廃棄物には事業系有料ごみ処理券及び識別シールを、資源等その他の廃棄物には事業系有料ごみ処理券を貼付して排出します。 ※ 注射針、メス、破損したガラス製品等の鋭利な形状のものは排出しません。 ※ 申請事項に変更等が生じた場合には、速やかに所管清掃事務所に届け出ます。					
届出欄	医療廃棄物の保管方法	①専用の保管場所 ②専用の保管容器 ③その他()				
	業者に委託している廃棄物の種類及び排出日量	種 類	感染性廃棄物	非感染性廃棄物	非医療廃棄物	計
		一般廃棄物	Kg/日	Kg/日	Kg/日	Kg/日
		産業廃棄物	Kg/日	Kg/日	Kg/日	Kg/日
	収集運搬を委託している業者名	業者名	感染性(特別管理)廃棄物	一般廃棄物	産業廃棄物	
		許可番号				
処分を委託している業者名	業者名					
	許可番号					
承認欄	技 能 長		統括技能長	作業係長	管理係長	所長

記入上の注意

- 1 申請者欄及び医療関係機関等欄は、全ての医療関係機関等が記入してください。
- 2 申請欄は、区に廃棄物の収集を依頼する医療関係機関等が記入し、集積所周辺図を添付してください。
- 3 届出欄は、廃棄物の処理を業者に委託している医療関係機関等が記入してください。
- 4 3枚目は、医療関係機関等の控えとなりますので、提出前に切り離し保管してください。

医療廃棄物排出状況申請書兼届出書 3枚複写中2、3枚目

2枚目は決定通知書、3枚目は医療関係機関等の控えになります。

第2号様式 (第4条関係)

医療廃棄物排出状況決定通知書

申請者	医療関係機関等の名称
	代表者
	所在地

医療関係機関等の申請欄	特別管理産業廃棄物管理責任者	(職名) (歯科・獣) 医師・保健師・助産師・看護師・その他(氏名)
	業 態	①病院 ②診療所(一般・歯科) ③介護老人保健施設 ④介護医療院 ⑤助産所 ⑥飼育動物診療施設 ⑦衛生検査所 ⑧大学及び附属試験研究機関
	従 業 員 数	名
	区に収集を依頼する廃棄物の種類及び目録	種 類 細菌処理済廃棄物 非感染性廃棄物 非医療廃棄物 計 可 燃 ご み Kg/日 Kg/日 Kg/日 Kg/日 不 燃 ご み Kg/日 Kg/日 Kg/日 Kg/日
	感染性廃棄物を減菌等処理する方法	①焼却 ②消毒 ③オートクレーブ ④乾燥滅菌 ⑤煮沸 ⑥その他感染性病原体に有効な方法() ※③～⑥の場合、さらに滅菌する等により滅菌したことを明らかにします。
薬物の性状等詳細	①有 錠剤・溶液・その他() (錠剤名称) ②無	
排 出 場 所	①近隣の集積所(集積所周辺図を添付) ②無 ③建物内の保管場所 ④その他()	

1 区による収集及び運搬を承認します。

遵守事項	① 大田区の処理計画に従って廃棄物を排出すること。 ② 減菌処理済廃棄物及び非感染性廃棄物と、非感染性廃棄物は区分して排出し、業者へ収集を委託する廃棄物を区に収集し排出しないこと。 ③ 医療廃棄物には事業系有料ごみ処理券及び識別シールを、資源等その他の廃棄物には事業系有料ごみ処理券を併付して排出すること。 ④ 注射針、メス、破損したガラス製器等の鋭利な形状のものは排出しないこと。 ⑤ 申請事項に変更等が生じた場合には、速やかに所管清掃事務所に届け出る。
承認の期間	年 月 日から 年 月 日まで

2 区による収集及び運搬を不承認とします。(専門業者に収集・運搬・処分を依頼してください。)

不承認の理由	1 1排出日あたりの排出量の合計が50Kg以上のため。 2 従業員数が2人以上のため。 3 その他()
--------	--

年 月 日付で申請のあった廃棄物処理について、上記のとおり決定したので通知します。

年 月 日 大田区長 印

第3号様式 (第4条関係)

医療関係機関等保管用

医療廃棄物排出状況申請書兼届出書 (控え)

(宛先) 大田区長

年 月 日

申請者	医療関係機関等の名称
	代表者
	所在地
	電話
	医師会・歯科医師会・獣医師会加入状況 加入・未加入

廃棄物の処理について、下記のとおり 申請・届出 します。

医療関係機関等の申請欄	特別管理産業廃棄物管理責任者	(職名) (歯科・獣) 医師・保健師・助産師・看護師・その他(氏名)
	業 態	①病院 ②診療所(一般・歯科) ③介護老人保健施設 ④介護医療院 ⑤助産所 ⑥飼育動物診療施設 ⑦衛生検査所 ⑧大学及び附属試験研究機関
	従 業 員 数	名
	区に収集を依頼する廃棄物の種類及び目録	種 類 細菌処理済廃棄物 非感染性廃棄物 非医療廃棄物 計 可 燃 ご み Kg/日 Kg/日 Kg/日 Kg/日 不 燃 ご み Kg/日 Kg/日 Kg/日 Kg/日
	感染性廃棄物を減菌等処理する方法	①焼却 ②消毒 ③オートクレーブ ④乾燥滅菌 ⑤煮沸 ⑥その他感染性病原体に有効な方法() ※③～⑥の場合、さらに滅菌する等により滅菌したことを明らかにします。
薬物の性状等詳細	①有 錠剤・溶液・その他() (錠剤名称) ②無	
排 出 場 所	①近隣の集積所(集積所周辺図を添付) ②無 ③建物内の保管場所 ④その他()	
遵守事項	※ 大田区の感染性廃棄物については、申請を受理します。 ※ 細菌処理済廃棄物及び非感染性廃棄物と、非感染性廃棄物は区分して排出し、業者へ収集を委託する廃棄物を区に収集し排出しないこと。 ※ 医療廃棄物には事業系有料ごみ処理券及び識別シールを、資源等その他の廃棄物には事業系有料ごみ処理券を併付して排出すること。 ※ 注射針、メス、破損したガラス製器等の鋭利な形状のものは排出しないこと。 ※ 申請事項に変更等が生じた場合には、速やかに所管清掃事務所に届け出る。	
届 出 欄	区外運搬の経理方法	①専用の保管場所 ②専用の保管容器 ③その他()
	業者に委託している廃棄物の種類及び排出目録	種 類 感染性廃棄物 非感染性廃棄物 非医療廃棄物 計 一般廃棄物 Kg/日 Kg/日 Kg/日 Kg/日 産業廃棄物 Kg/日 Kg/日 Kg/日 Kg/日
	収集運搬を委託している業者名	感染性(特別管理)廃棄物 一般廃棄物 産業廃棄物
	処分を委託している業者名	業者名 許可番号

※ 記入後、医療関係機関等は、この控えを切り離し保管してください。

医療廃棄物排出集積所周辺図

貴医療関係機関等から出る医療廃棄物について、普段利用している集積所及びその周辺図を、下記の記入例を参考に、ご記入をお願いします。

記入年月日： 年 月 日

医療関係 機関等の名称			
所在地	大田区	丁目	番号
【記入例】			
【排出集積所周辺図】			
<div style="font-size: 40px; margin-left: 10px;">4</div>			

10章 在宅医療廃棄物について

在宅医療に伴い家庭から排出される廃棄物（在宅医療廃棄物）については、旧厚生省通知により一般廃棄物として取り扱う旨周知されています。

集積所に排出する場合、区民や収集職員等の事故防止の観点から、適正処理推進のため以下のとおりご協力願います。

- 1 医師が往診で使用した注射針等鋭利な物は、医師が医療機関に持ち帰り、適正に処理してください。
- 2 医師の処方箋により「使用済注射針回収薬局」の表示がある薬局から購入し、使用済みとなった注射針等鋭利な物は、回収容器に入れて、購入薬局に返却するように案内してください。

患者及びその家族に対する在宅医療廃棄物の排出指導等について、医師の皆様のご協力ご指導をお願いします。

在宅医療に伴い家庭から排出される廃棄物の具体例

可燃ごみ	ガーゼ、脱脂綿類、試験紙、紙おむつ、薬の外箱等、点滴バッグ、薬の梱包材、プラスチック製注射筒、在宅自己腹膜灌流(CAPD)で発生するバッグ及び付属のチューブ類等
不燃ごみ	ガラス製の注射筒、あきびん等

※ 家庭から排出する場合の留意点

家庭から廃棄物を排出する場合は、次のとおりの指導をお願いします。

- ・ CAPDバッグ等については、中の残存物を適正に処理し、空にして排出してください。
- ・ 脱脂綿類等は、外から見えないように新聞紙等に包んで排出してください。
- ・ 紙おむつについては、汚物を取り除いて、可燃ごみの収集日に排出してください。
- ・ 注射針など鋭利なものについては、医療機関及び薬局に返還してください。

11章 大田区医療廃棄物取扱要綱

平成13年2月20日付け清り発第343号区長決定

(趣旨)

第1条 この要綱は、区内の病院、診療所、介護老人保健施設、介護医療院、助産所、飼育動物診療施設、衛生検査所、大学及びその附属試験研究機関（以下「医療関係機関等」という。）から発生する医療行為等に伴って生ずる廃棄物（以下「医療廃棄物」という。）の適正処理を行うため、必要な事項を定めるものとする。

(指定医療機関)

第2条 区が医療廃棄物を収集することができる医療関係機関等は、原則として、次の各号のいずれにも該当する医療関係機関等（以下「指定医療機関」という。）とする。ただし、衛生検査所、大学及びその附属試験研究機関は除く。

(1) 従業員数が20人以下の医療関係機関等

(2) 一般廃棄物及び一般廃棄物と併せて処理することが必要であると認める産業廃棄物の1排出日あたりの排出量の合計が50キログラム未満の医療関係機関等

(対象廃棄物)

第3条 区が指定医療機関から収集を行うことができる廃棄物は、当該指定医療機関から発生する一般廃棄物及び一般廃棄物と併せて処理することが必要であると認める産業廃棄物とする。ただし、感染性廃棄物及び感染性廃棄物と同等の取扱いをする物（注射針、メス、破損したガラス製品等鋭利な物）については、収集することはできない。

2 前項ただし書きの規定に関わらず、感染性廃棄物について指定医療機関内において環境大臣の定める方法により滅菌処理し、さらに破砕する等滅菌したことを明らかにすれば、収集を行うことができる。

(医療廃棄物排出状況申請書兼届出書の提出)

第4条 医療関係機関等は、医療廃棄物排出状況申請書兼届出書（別記第1号様式）に必要な事項を記載の上、事前に申請するものとする。ただし、廃棄物の全部を委託している医療関係機関等は、医療廃棄物排出状況申請書兼届出書（別記第1号様式）の申請欄に記載する必要はない。

2 医療廃棄物排出状況申請書兼届出書（控え）（別記第3号様式）については、医療関係機関等において保管する。

3 区長は、前1項の規定による申請を審査し、申請者に医療廃棄物排出状況決定通知書（別記第2号様式）により、承認又は不承認を通知する。

4 前項に規定する承認の有効期間は、2年間とする。ただし、当該期間の途中で申請があった場合は、既に承認を受けている他の指定医療機関の有効期間に合わせる。

(医療廃棄物の排出)

第5条 指定医療機関が、区に医療廃棄物を排出するときは、大田区廃棄物の減量及び適正処理に関する条例（平成11年条例第36号）第52条第1項に規定する有料ごみ処理券を貼付するとともに、次に掲げる事項に従い、識別シールを貼付することとする。

(1) 感染性廃棄物のうち、指定医療機関内において環境大臣の定める方法により滅菌処理し、さらに破砕する等処理されたものについては、ごみ容器等には表題を滅菌処理済とした緑色の識別シールを貼付する。

(2) 非感染性廃棄物については、ごみ容器等には表題を非感染廃棄物とした青色の識別シールを貼付する。

2 識別シールには、当該指定医療機関名、管理責任者名及び排出月日を記入する。

(区による助言及び指導の実施)

第6条 区長は、第4条第1項の規定による申請及び前条の規定による医療廃棄物の排出について、必要な助言及び指導を行うことができる。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、環境清掃部長が定める。

12章 各種、問合せ一覧

医療関係機関等の皆様には、より一層、廃棄物の発生抑制、発生した廃棄物の減量・減容・再利用・再資源化に取り組むとともに、廃棄物の適正な処理に努めるようお願いいたします。

○「大田区に医療廃棄物処理を依頼する場合」及び「在宅医療による廃棄物」について

※ 大田区又は所在地を管轄する清掃事務所までお問い合わせください。

大田区環境清掃部清掃事業課（大田区蒲田五丁目13番14号）	電話（5744）1629
大田区環境清掃部大森清掃事務所（大田区中央二丁目3番6号）	電話（3774）3811
大田区環境清掃部蒲田清掃事務所	
調布地区担当（大田区下丸子二丁目33番1号）	電話（6459）8201
蒲田地区担当（大田区下丸子二丁目33番5号）	電話（6451）9535

○一般廃棄物収集運搬・処分業について

大田区環境清掃部清掃事業課	電話（5744）1629
---------------	--------------

○産業廃棄物全般について

東京都環境局資源循環推進部（新宿区西新宿二丁目8番1号）

産業廃棄物対策課

・ 医療廃棄物全般について	指導担当	電話（5388）3586
・ 処理施設、処理業者の許可について	審査担当	電話（5388）3587
・ 特別管理産業廃棄物管理責任者の届出及び措置内容報告書について	} 規制監視担当	電話（5388）3589
・ 産業廃棄物管理票交付等状況報告書について		
・ 多量排出事業者の処理計画について	計画課計画担当	電話（5388）3577

○識別シールの販売先

社会福祉法人 東京コロニー東京都大田福祉工場
（大田区大森西二丁目22番26号）

電話（3762）7611

※ その他、取扱状況については下記までお問い合わせください。

大森医師会【会員のみ】（大田区中央四丁目31番14号）	電話（3772）2402
田園調布医師会【会員のみ】（大田区石川町二丁目7番1号）	電話（3728）6671
蒲田医師協同組合（大田区蒲田四丁目34番11号）	電話（3736）4111
大森歯科医師会【会員のみ】（大田区池上四丁目19番7号）	電話（3755）5400

○在宅医療での注射針の回収薬局の紹介

大森・田園調布地区	（一社）大田区薬剤師会	電話（3772）8764
蒲田地区	（一社）蒲田薬剤師会	電話（3732）1291

○産業廃棄物・特別管理産業廃棄物処理業者紹介

（一社）東京都産業資源循環協会	電話（5283）5455
-----------------	--------------

医療廃棄物を適正に処理するために

—医療関係機関等の皆様へ—

発行日	令和5年2月
編集	環境清掃部清掃事業課
発行	大田区
